

銀年

銀座でわかる年賀

情報(第29号)



うまいこんにゃくは、
生芋からできている。
昔ながらの
手造りこんにゃく

おさしみ
フリフリとした弾力のある食感と、
こんにゃくに由来のうまさを堪能できます。
煮物・炒め物に
気泡を多く含むため味しみが非常によく、
お料理の味を一段と引き立てます。
あく抜き不要、水洗いしただけでOK!

手造りこんにゃく 1個入
【税抜価格】 【税込価格】
¥232+税 ¥251

平成30年8月31日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

生芋こんにゃく：これはうまい!!岩国市錦町にある道の駅ピュアライン錦にて

妻と内縁の妻とはどちらが強い？



1 男女の仲

労使紛争は枚挙に暇がないほど発生します。それ以上にややこしいのが男女の仲と言えましょう。前者は法令・規則をめぐって争いが生じるのに対して、後者は恋愛感情、人生観の相違などから心の葛藤が生じます。「遠くて 近きは 男女の仲」（枕草子）と、清少納言も唱えているくらいですから、人類永遠の課題なんでしょう。そうだからこそ、恋愛をめぐる小説、ドラマ、映画などが数多く生まれます。

だいたい、罪作りな奴というのは、男と相場が決まっておりますから、戸籍上の妻がいると同時に内縁の妻もいるという重婚的内縁関係に至る方もあります。男が死亡して、双方から遺族年金の請求がされたら、どちらに軍配を上げますか。

2 重婚的内縁関係にある遺族年金の決定

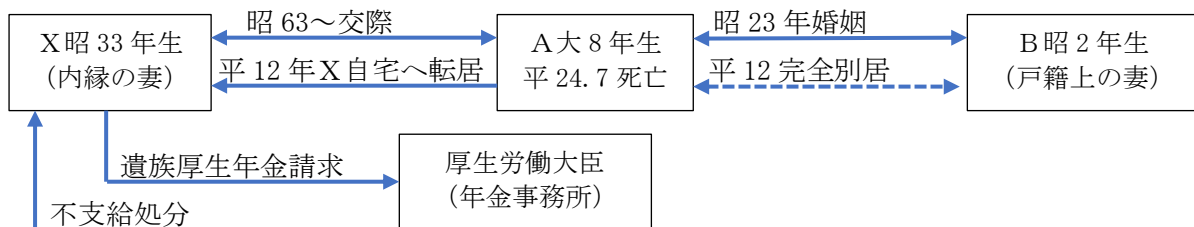
法令上、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むと規定されており（厚生年金保険、国民年金、労災保険）、内縁の妻も保護されています。

次に、重婚的内縁関係では、大胆に要約すると、戸籍上の妻が優先することが原則です。しかし、「法律婚がその実体を全く失ったものとなっているとき（形骸化）に限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定」します（平 23. 3. 23 厚生労働省年金局長通知「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」年発 0323 第 1 号）。

戸籍上の夫婦は、戸籍上繋がっているだけで、長期間（おおむね 10 年程度以上）当事者が住居を異にする、経済的な依存関係が反復して存在していない、音信又は訪問等の事実が反復して存在していないことが継続し、固定化しているときには、戸籍上の妻は配偶者とはされないのです。

したがって、重婚的内縁関係にある者から遺族年金の請求がされたときには、年金事務所（厚生労働大臣）は、実態を調査し、片方には支給処分を行い、もう片方には不支給処分を行うこととなります。

3 内縁の妻からの遺族厚生年金請求



2 にあたる最新事案を紹介します（名古屋高判平 29. 11. 2 判時 2365-37）。X が A の内縁の妻として、遺族厚生年金の裁定請求を行ったところ、A と B との婚姻関係が形骸化しているとは認められないとして、X に不支給処分がされたことから、こ

の取消しを請求しています。

図では示していませんが、①平成 10 年 6 月に A の退職金 7,000 万円を B へ交付した事（B が口座管理をしていたので必然的に B が受け取ったという事実認定）、② A が公正証書遺言によって不動産の持分を B へ遺贈した事実があります。

想像すると、年金事務所（厚生労働大臣）は、この①及び②を重く受け止め、A と B の婚姻関係は形骸化していないと X へ不支給処分を行ったと考えられます。

4 裁判所の判断

第一審（岐阜地判平 29. 4. 28 判時 2365-41）及びその控訴審である名古屋高判平 29. 11. 2（判時 2365-37）は、①について、A が B との婚姻関係解消を目的とした清算金としての性質を有すること、②は、不動産が X と A の共有となれば紛争が生じることが明らかで、X に遺贈しなかったものとし、これらをもって A と B が事実上の離婚状態にあったことを覆す事情にならないと判示しました。

B は A の死亡前の介護をし、葬儀は X 自宅で営まれ、B は、ほどなく A の死亡を知ったものの 49 日法要、1 周忌法要に出席していなかったことなどを考慮すると、婚姻関係は実体を失い形骸化しているとの、裁判所の判断は妥当と考えます。金より心のあり方の方が重いとの判決です。

5 審査請求前置主義

さて、不支給処分がされたからといって直ちに裁判所へその取消しを請求することはできません。

行政不服審査として、社会保険審査官への審査請求、社会保険審査会への再審査請求制度があり、少なくとも社会保険審査官（中国 5 県の管轄は中国四国厚生局内の社会保険審査官が担当）の決定を経た後でなければ提起することができません。これを審査請求前置と呼び、簡易迅速な救済のために設けられた制度です。ここで救済されるならば弁護士を雇って訴訟をしなくてもよいわけです。

本事案では、社会保険審査官及び社会保険審査会とも X の請求を棄却しており、三つの機関において不支給としたものが、裁判で覆っています。裁判所は、行政処分を取消しすることができ、「君の処分は間違っている」と、取消しがされることは決して愉快ではありません。そういう意味で、行政庁は判例研究が欠かせません。

当法人においては、ご依頼があれば審査請求や再審査請求の申立はもちろん、補佐人として裁判にも対応しますから、社会保険労務士として日々研鑽を重ねています。いざというときは、普段の判例研究を生かして適切にご相談に応じます。是非、ご利用ください。

当法人では、年金裁定手続き、審査請求等のご相談を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp